

事 務 連 絡  
平成 31 年 1 月 24 日

本会加盟（準加盟）団体  
事務局長 殿

公益財団法人日本スポーツ協会  
事務局長 河 内 由 博

不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について（通知）

平素より本会スポーツ推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、スポーツ庁から別添文書のとおり周知依頼がありましたのでご通知申し上げます。

今般、一部の競技において、本来であれば鉄欠乏性貧血が重症かつ緊急の場合など、経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限って使用されるべき鉄剤の静脈内注射について、不適切な利用の実態があることが確認されました。鉄剤の静脈内注射の不適切な利用が、健康を害する危険性を理解し、安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく、医師の診断に従い、適切に治療を受ける必要があることを、指導者等に周知啓発することが求められています。

貴団体におかれましては、通知の内容について十分ご留意の上、適切にご対応いただくとともに、貴団体加盟団体及び関係諸機関に対し、本件についてご周知いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

○添付資料

- ・（写）平成 31 年 1 月 11 日付 30 ス競ス第 18 号文書  
「不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について（依頼）」\*スポーツ庁発信文書

《本件に関する問い合わせ先》  
総務部企画調整課  
担当：金谷  
TEL：03-3481-2269 FAX：03-3481-2284  
e-mail：kikaku@japan-sports.or.jp